

千葉労働局発表
令和7年8月19日

【照会先】

千葉労働局職業安定部職業安定課
課長 太田 克明
課長補佐 小川 洋
(代表電話) 043(221)4081

市原市と雇用対策協定を締結します

千葉労働局(局長 小山 英夫)と市原市(市長 小出 譲治)は、緊密な連携のもと一体となって雇用対策に取り組み、雇用に関する地域の課題に対応するため、雇用対策協定を締結します。

県内での雇用対策協定締結は、館山市(平成27年6月)、千葉市(平成28年7月)及び千葉県(平成28年8月)に次ぐ4例目となります。

1 背景

千葉労働局は、これまでも市原市と連携し、安定した雇用の創出や地元企業の人材確保に取り組んできましたが、臨海部企業や市原市内の中小企業では、依然として、人材確保に苦慮している状況があります。また、就職氷河期世代を含む中高年層や障害者など、厳しい雇用環境にある方に対して、さらなる支援が必要な状況です。

2 本協定の目的及び連携事項

千葉労働局と市原市が、相互に緊密に連携して、安定した雇用の創出に関する諸施策の他、市内企業の人材確保及び雇用・労働環境の改善を促進するための施策を効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

- (1) 地域の雇用問題のうち、千葉労働局と市原市が連携・協力して重点的に取り組む課題に対して、共通認識を持つこと。
- (2) (1)の課題に対し、千葉労働局と市原市がそれぞれ責任を持って、取り組む事項を連携して、一体的に実施すること。
- (3) 雇用対策協定で定めた事項の達成のため、日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを作り、実務的な連携を強化すること。

※具体的取組については、今後、「市原市雇用対策協定運営協議会」を設置し、同協議会の議論を経て決定します。

3 協定締結式

- (1) 日時 令和7年8月27日(水) 13:30
- (2) 場所 市原市役所 第1庁舎4階 1402B会議室
- (3) 出席者 市原市長 小出 譲治 他
千葉労働局長 小山 英夫 他
- (4) 内容 ア 協定書交換
イ 雇用対策協定の説明

4 市原市照会先

市原市 経済部 商工業振興課
電話 0436-22-1111 内線 2649